平成２３年（フ）第５４７号
札幌市中央区南11条西23丁目３番30号
債務者　渡会　　徹
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小谷　大介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月19日午後４時30分
5　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１９４号
大分市上野丘西10番18号　ＷＩＮＤＯＭ上野西203号、住民票上の住所大分市上野丘西４番13号
債務者　新垣　善久
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　生野　裕一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月26日午前11時55分
5　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第３３１２号
大阪府高槻市清水台１－３－４　松浦正徳方、住民票上の住所大阪府吹田市広芝町12番10―1003号
債務者　近藤　健司
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山浦　美紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月29日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１２５３号
大阪市東淀川区淡路４―22―６、住民票上の住所大阪市東淀川区淡路４丁目８番24号
債務者　チャンプこと　木村　倫子
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　赤木　真也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月１日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成23年８月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２９８７号
大阪市福島区鷺洲４丁目４番29号
債務者　則定　秀一
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西田　伸祐
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月１日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成23年８月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３４４２号
奈良市北登美ヶ丘３丁目５番11号
債務者　奥村　行男
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　赤木　真也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月１日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成23年８月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３５２２号
大阪府東大阪市島之内１－３―10―311号、住民票上の住所大阪市東成区東今里３丁目11番24号
債務者　松尾　　誠
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂口　聖子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月１日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年８月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４４号
神戸市長田区大橋町４丁目４―18　ダイアパレス西神戸201、住民票上の住所兵庫県丹波市柏原町柏原2606番地７
債務者　藤原　　守
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀　　岩夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月２日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２３年（フ）第２４３号
静岡市葵区瀬名川１丁目31番78号
債務者　岩埼　仁彦
1　決定年月日時　平成23年６月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　祖父江史和
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月22日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３２５７号
大阪市平野区加美北７丁目８番14号　エスペランサ平野502、前住所大阪市平野区加美北７丁目８番14号　エスペランサ平野202号
債務者　黒原　英明
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　豊田　孝二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月５日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３３５１号
大阪府高槻市西町１番７号　４棟103号
債務者　花のお店うえはらこと　上原　菊美
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂本　　哲
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月８日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３３８４号
大阪市港区三先１丁目10番32―1001号
債務者　田井　喜裕
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂本　　哲
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月８日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３３８５号
大阪市港区三先１丁目10番32―1001号
債務者　田井　亮子（旧姓黒石）
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂本　　哲
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月８日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２３９号
茨城県水戸市元吉田町1776番地29　アトム元吉田マンション202号室、住民票上の住所茨城県ひたちなか市田宮原4176番地１
債務者　朶　　利勝
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　秋山　安夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月14日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第２９３号
茨城県常陸太田市栄町120番地の２
債務者　舛田　　昇
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　秋山　安夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月14日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第２６１号
埼玉県所沢市三ケ島５丁目1648番地の６
債務者　澤田冨士夫
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉本　直樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月14日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第２８９号
埼玉県鶴ヶ島市南町２丁目１番７―103号新鶴団地
債務者　田代　秀雄
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　細田　初男
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月21日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
さいたま地方裁判所川越支部